

広報 つきがた

No. 159

昭和58年2月10日発行
発行 / 新潟県月潟村役場
毎月10日発行 1部10円

人口動態	1月31日現在		1月中の移動	
	世帯数 820	人口総数 3,872	出生6	転入6
	(男 1,887)	(女 1,985)	死亡2	転出5



子どもは風の子

一年中でいちばん寒さのきびしい二月。
外は雪でまっ白になりました。子ども達は元気に園庭にかけ出し、
喜々として遊び、寒さをふきとほしてきます。また園内では、はだしでかけまわっている強い月潟っ子達です。

引越しの時の手続

転出・転入届をお忘れなく

春の引越しシーズンを迎え、目の回るような忙しさに追われている方も多いことでしょう。
引越して忘れてはならないのが転出、転入時の届け出です。うっかりして手続を忘れると、選挙に参加できなかったり、国民年金の給付が受けられないなど、さまざまな不都合が生じる場合があります。適切な住民サービスを受けるためにも、届けは必ず出しましょう。

なお、同じ市町村内で住所を変えたときは「転居届」を出さなければなりません。例えば高層住宅に住んでいて、五階から六階に部屋を替えたときも転居届が必要になりますのでお忘れなく。

そのほか、引越しの際には、次のような届け出が必要です。
印鑑登録証—返却し、転出先で新たに申請します。
国民健康保険証—返却し、転出先で新たに申請します。
国民年金—転出先で住所変更手続をします。

運転免許証—十五日以内に、転出先の警察署、または警察の自動車試験場で住所変更手続をします。自動車の場合は、所轄の陸運事務所で登録変更手続をします。
その他、郵便局に住所変更届を出しておく、転出先に郵便物を転送してもらえるのでたいへん便利です。

住民基本台帳は、住所、世帯等に関する住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、住民税の賦課徴収、国民健康保険、国民年金その他、住民に関する事務処理の基礎となります。

ですから、転入届を出さなければ、選挙権の行使や国民健康保険

の給付などが受けられないばかりでなく、義務教育就学のもとになる学齢簿の作成もできないことになってしまいます。